

“短期バイト” 個人番号の取得は不要？

H27. 10. 30

週間【税のしるべ】第3189号に以下の記事が掲載されました。

“短期バイト” 個人番号の取得は不要？

支払額が30万円以下などで

所得税法施行規則等の改正により、給与等の支払を受ける者本人に対して企業が交付する源泉徴収票などに個人番号(マイナンバー)の記載が不要となった。(10月5日号1面参照)。これにより、従来は短期のアルバイトなどからも企業は個人番号を取得しなければならないとされていたが、バイト期間が短く、支払額が30万円以下であれば、個人番号を取得しなくてもよい可能性があることが分かった。

扶養控除申告書の提出時は必要

給与所得の源泉徴収票は、原則として2通作成され、1通を給与等が支払われる本人、1通を税務署に提出することになっている。ただ、給与等の支払額が一定額以下の場合、税務署に源泉徴収票を提出する必要がない。

多くのアルバイトが該当する給与所得の源泉徴収税額表の乙欄や丙欄の適用者であれば、支払額が50万円を超えない限り税務署への源泉徴収票の提出を要しない。

企業が市区町村に提出する給与支払報告書にも年の途中で退職し、1年間の給与支払額が30万円以下の場合には提出の義務がない。

このため、支払額が30万円以下の場合、個人番号の記載が求められる源泉徴収票、給与支払報告書ともに税務署や市区町村への提出義務が発生しないことになる。

10月2日の規定では、こうした者に対しても本人交付用の源泉徴収票に個人番号を記載しなければならなかったため、源泉徴収表作成のため個人番号の取得が必要だった。しかし、本人交付用の源泉徴収票に個人番号の記載が不要となったことで、支払額が30万円以下のアルバイトからは税務分野で個人番号を取得しなくてもよい可能性が出てきた。

ただ、アルバイトからでも源泉徴収税額表の甲欄適用のため企業が給与所得者の扶養控除申告書の提出を受けることがある。同申告書には個人番号の記載欄があるので、28年1月以降に同申告書の提出を受けるとすれば、個人番号を取得することになる。

次に個人番号の取得が必要となるのは、税務分野のほか、社会保障分野もあるので、社会保障分野でのアルバイトからの個人番号の取得を考えてみたい。

健康保険や厚生年金関係だと、日々雇い入れられる者や2月以内の期限を定めて使用される者などは一般の被保険者となることはできない。雇用保険関係でも週の労働時間が20時間以上かつ31日以上引き続き雇用することが見込まれなければ被保険者とはならず、こうした者からは社会保障分野でも企業が個人番号を取得する必要はない。

結果、一部のアルバイトからは個人番号の取得が不要となるかもしれない。現在の内閣官房の資料などでは、雇用条件に関係なくアルバイトから個人番号を取得することになっているが、今後この取扱いに変更があるか注目したい。

上記記事は、週間【税のしるべ】第3189号より抜粋いたしました。